

明治期における岡山県の災害と野崎家の対策

小柳智裕 (就実大学経営学部)

Natural disasters in Okayama during Meiji Era and provision of the Nozaki Family

Tomohiro Koyanagi

要旨：近年東日本大震災をはじめ、岡山県でも真備町を中心とした地域での水害など、たくさんの災害が起こっている。筆者の対象とする明治時代においても多くの災害が発生し、塩田経営にも深刻な被害を与えていた。特に明治17年の損失が甚だしいが、これは暴風雨により堤防が破壊されたことが理由である。本稿では当時のデータを用い、具体的な状況をみていき、その対応について考察する。

Summary : There have been many natural disasters in Japan, for example, Tohoku (Northeast region) earthquake, torrential rain in Kurashiki. There were also many natural disasters during Meiji Era. They also caused serious damage to salt making. According to the statistical table of salt manufacture business from 1868 to 1897, judging from the ratio of gross sales cost, 1876, 1877 and 1884 are in deficit. In particular, the loss in 1884 was significant, because the embankment of salt field was destroyed by the violent storm. It was highly concerned about repair costs. In this paper, I use the historical documents to explore the real situation and consider how to deal with the natural disaster.

キーワード：塩業、災害、明治期、野崎家

Key Words : salt industry, natural disaster, Meiji Era, the Nozaki Family

1. はじめに

筆者は度々岡山県倉敷市児島の野崎家に関する調査を行っているが、平成18年(2006)10月7日に行った野崎家旧宅での調査の際に、明治17年8月25日における暴風・水害に関する史料を数点発見した。また、平成22年(2010)2月16日の塩業資料室(小田原市酒匂)での調査で「明治17年暴風の塩田災害修繕費官金拝借書類入」という一連の書類の入手を行った¹。なぜ、明治17年という時期がこのように史料が残っているのか。それは野崎家に残されている明治元年から30年における製塩営業統計表(表1としてデータ部分のみ記載)の備考欄の記載により明らかであり²、

表1 野崎家製塩営業統計表

年度	明治元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
販売食塩高(石)	1,853.025	1,972.844	2,483.031	2,290.080	2,576.080	2,603.640	2,245.880
食塩販売代金	783.029	1,578.477	1,615.550	1,560.950	1,144.280	1,121.110	1,182.870
石炭消費高(振)	3,674.5	4,074.5	4,543.0	3,964.0	4,211.0	4,006.0	4,103.0
石炭消費代金	342.281	503.558	512.201	436.040	475.790	400.620	426.700
雇夫給米代金	98.558	180.736	200.870	168.400	121.950	104.150	167.250
雇夫食用雑費	18.922	46.505	44.198	35.250	31.750	28.110	32.180
爬集夫雇給	24.574	56.625	64.029	25.130	31.120	26.960	32.160
雇夫給	107.620	144.190	139.345	148.500	125.400	102.860	156.760
木製鉄製器械修繕費	19.005	27.738	24.412	35.260	31.160	29.500	31.110
釜築造費	12.725	9.923	31.094	45.200	43.870	44.210	39.130
新砂代金	7.967	21.395	7.215	31.500	21.170	28.160	7.160
建物修繕費	16.801	3.541	25.687	40.500	41.448	41.700	36.990
地場沼井等修繕費	6.346	9.283	11.294	16.875	17.270	17.375	15.412
堤防修繕費	11.208	24.105	14.710	10.125	10.362	10.425	9.248
藁俵及縄代金	36.825	38.773	92.277	73.500	81.140	76.860	67.500
諸雑費	44.972	45.959	95.661	78.030	38.650	41.010	52.250
租税	18.331	33.556	23.807	19.450	18.750	17.380	25.880
費用総計	766.135	1,145.887	1,286.800	1,163.760	1,089.830	969.320	1,099.730
益「損」	16.894	432.590	328.750	397.190	54.450	151.790	83.140

年度	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
販売食塩高(石)	2,458.941	2,257.998	2,069.683	2,383.683	2,553.513	2,495.234	2,078.839
食塩販売代金	1,382.530	1,144.705	1,161.377	1,029.672	994.507	901.500	1,058.806
石炭消費高(振)	3,810.0	4,190.4	4,169.9	4,242.2	3,609.2	3,301.7	3,534.1
石炭消費代金	470.511	385.417	365.654	297.445	300.631	305.167	414.742
雇夫給米代金	109.867	126.968	107.915	94.731	94.172	73.245	129.572
雇夫食用雑費	29.719	37.061	30.902	25.433	32.717	26.963	67.034
爬集夫雇給	39.345	60.842	41.804	49.065	36.605	40.867	45.518
雇夫給	178.659	175.893	134.441	107.456	107.826	101.403	138.226
木製鉄製器械修繕費	29.706	25.131	19.599	23.319	21.565	14.127	18.799
釜築造費	40.693	30.323	24.794	25.899	22.112	25.721	13.945
新砂代金	18.378	14.973	12.984	15.122	16.228	7.209	10.926
建物修繕費	12.212	130.585	25.240	20.151	14.075	18.235	3.922
地場沼井等修繕費	7.160	36.413	6.978	6.773	6.837	5.757	8.054
堤防修繕費	5.716	76.398	99.131	53.809	9.448	2.820	10.203
藁俵及縄代金	91.474	72.776	52.496	62.255	74.095	88.355	68.300
諸雑費	56.117	75.874	50.288	44.214	53.710	50.336	46.843
租税	46.054	5.365	9.261	14.182	10.020	5.785	13.613
費用総計	1,135.611	1,254.019	981.487	839.854	800.041	765.990	989.697
益「損」	246.919	-109.314	179.890	189.818	194.466	135.510	69.109

8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
2,206.360	2,221.440	2,561.000	2,199.080	2,518.360	2,769.520	2,236.000	2,290.186
1,121.050	844.520	918.050	1,563.540	2,445.720	2,824.860	1,849.000	1,650.388
4,158.0	3,973.0	4,925.0	3,468.0	5,037.0	4,793.0	4,180.0	3,717.2
469.850	369.490	418.180	440.390	737.430	723.740	668.800	517.857
159.140	117.860	124.080	147.840	189.550	274.850	171.450	155.908
25.760	21.650	26.500	28.300	47.600	65.060	52.000	42.322
28.170	23.150	24.430	26.350	36.150	45.850	25.200	56.805
145.860	130.860	108.450	138.400	245.150	298.180	234.430	230.267
29.850	24.450	19.800	22.800	48.550	58.600	47.000	37.078
36.800	34.200	38.600	35.900	49.900	42.130	45.000	46.507
25.110	18.180	14.700	20.830	49.160	49.160	11.200	16.630
33.396	30.750	38.820	22.266	44.988	102.420	42.000	36.116
13.915	12.813	16.175	9.277	18.745	42.675	17.500	15.579
8.349	7.687	9.705	5.567	11.247	25.605	10.500	7.306
66.500	63.270	75.180	81.100	123.500	138.140	86.000	99.168
38.720	59.350	32.910	61.790	73.140	112.130	11.000	87.548
31.170	36.120	37.130	39.720	41.850	46.130	40.000	45.578
1,112.590	949.830	984.660	1,080.530	1,716.960	2,024.670	1,462.080	1,394.669
8.460	-105.310	-66.610	483.010	728.760	800.190	386.920	255.719

23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
2,069.650	3,070.893	2,413.098	2,981.728	2,891.297	2,673.859	2,423.999	2,507.719
1,429.545	1,526.546	1,255.272	1,354.567	1,244.759	1,370.762	2,093.590	3,846.841
3,575.0	2,547.8	3,840.0	3,783.7	3,242.5	3,072.0	3,720.6	4,363.9
401.734	533.737	388.650	344.131	381.045	403.129	548.239	1,190.526
158.971	139.007	142.060	135.410	162.083	169.662	196.749	257.107
83.606	83.841	79.258	75.403	71.197	81.655	102.999	132.821
57.829	60.104	42.267	47.502	34.097	40.003	73.985	95.278
168.663	153.473	152.856	151.914	164.315	169.662	217.993	297.888
22.062	23.854	21.372	20.854	21.201	22.659	35.668	43.379
19.240	20.011	43.988	38.630	33.198	32.340	31.999	5.984
14.003	11.327	12.845	10.833	12.238	7.677	9.569	9.916
14.017	7.342	6.226	12.776	18.194	25.251	12.452	6.812
9.018	10.097	8.524	10.311	8.370	9.219	12.650	15.642
4.628	17.140	3.241	9.166	26.068	8.220	10.887	5.190
73.804	125.099	92.040	118.117	128.318	109.839	134.903	203.149
49.332	52.284	45.463	65.827	53.086	22.508	50.006	64.922
14.282	25.241	30.984	31.417	38.539	39.858	42.299	45.460
1,091.189	1,262.557	1,069.774	1,072.291	1,151.949	1,141.682	1,480.398	2,374.074
338.356	263.989	185.498	282.276	92.810	229.080	613.192	1,472.767

日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系 史料編 近・現代（四）』74頁～75頁による。

そこには「所有塩田総反別ハ百九拾貳町三段二畝廿三步ニシテ之ヲ区劃シ九十三戸トス即チ一戸前ハ二畝餘ニ當ル」「明治九年及十年ノ兩年ニ於テ損失アルハ塩價ノ甚タシク下落セシニ由ル」「明治十七年ニ損失アルハ同年中暴風雨ノ為堤防ノ破壊セシ等ニ由ル」とある。ここで明らかなように、野崎家の明治17年の損失に関しては暴風雨により堤防が破壊されたからである。この状況に関して、具体的にみていくとともに、どう対応したのかを明らかにすることが本稿の目的である。

また、塩田における災害に関する詳細な研究は、管見の限り山下恭氏がその著書『近世後期瀬戸内塩業史の研究』の中で竹原塩田における災害の記録を分析しているのみである。氏は同書で竹原塩田の災害について『竹原塩田誌』をもとに承応2年（1653）から明治21年（1888）までの236年間の記録をまとめ、災害が自然災害と人災に大別されると述べ、人災のなかには失火だけでなく塩業労働者による不審火もあると結論づけている。また、氏は同書の中で「いったん災害が起これば生産に多大な影響を及ぼし、それが堤防の決壊であればその修復に数ヶ月もかかった」と述べ、堤防破壊が深刻な影響を与えることを実証している。このような先行研究からも、明治17年の堤防破壊は塩業経営にとって意味をもつものだと考え、考察するものである。

本稿で利用した史料は財団法人竜王会館所蔵野崎家文書および塩業資料室架蔵の野崎家文書である³。

2. 塩業経営と災害

近年東日本大震災をはじめ、西日本豪雨など日本国内では災害に見舞われるケースが多数発生しているが、明治時代においても多くの災害が発生し、地域住民に多大な被害を与えると共に塩田経営にも深刻な被害を与えていた。岡山県においても例外ではなく、対象とする時期の県下の災害の一覧を表に掲げると次の表2 明治30年までの災害一覧 のとおりである。

表2 明治30年までの災害一覧

年 月 日	種 類	主 な 地 域	被 害 状 況
明治4年(1871)5月18日	豪雨	旭川筋	死者22人、流潰家屋3700余棟 (但し備前だけの被害)
同 9年(1876)夏	干ばつ	県下一円	収穫皆無田12,886町歩
同 13年(1880)7月1日	豪雨	県南西部	死者70人、全流潰家屋665戸
同 17年(1884)8月25日	暴風雨 海嘯(大津波)	備中南部	死者・行方不明655人 全流潰家屋1,340戸 浸潮田畑2,428町歩
同 20年(1887)12月26日	火災	岡山・下之町	全焼21戸(郵便局を含む)
同 25年(1892)3月27日	火災	岡山市中之町	全半焼27戸
同 25年(1892)7月23日	暴風雨	県下一円	死者74人、全流潰家屋3186戸
同 26年(1893)10月14日	暴風雨	県下一円	死者423人、全流潰家屋6260戸
同 30年(1897)11月4日	火災	上市村(現、新見市)	全焼32戸

『岡山県政史 明治大正昭和前期編』363頁による

この表のうち、天日製塩を行う野崎家塩業に大きく関係したと考えられる災害は明治13年、17

年、25年、26年の豪雨であろう。

3. 明治17年の災害

明治17年の災害について、まず 史料1 官金拝借願 を示し、考えてみたい。

史料1 官金拝借願

申十七年十一月四日受第五六八〇號

官金拝借願

本年八月廿五日古来未曾有ノ暴風海嘯有之為ニ當御縣下沿海ノ地皆暴災ヲ被ラサル所無之就中塩田ハ海濱ノ地ニ取設ケ候者ニ付他所ヨリハ一層激烈ノ暴災ヲ被リ塩田ノ堤防決裂シ製塩ノ建物器械顛倒破碎シ製塩ニ要スル石炭及既ニ製造シタル食塩等ハ皆激浪ノ為メ捲キ去ラレ塩田ハ或ハ堀レ或ハ泥トナリテ毫モ舊形ヲ存セス誠ニ塩田創業以来未曾有ノ暴災ニテ之ヲ製塩ノ業ヲ為スニ足ル程ノ修繕ヲ加ルモ尚貳拾五萬六千圓余ノ資金ヲ要シ候ニ付私共微力ノ製塩者ニテハ之ヲ修繕スルニ甚困難ニテ必至差支ニ付隨テ數千人ノ傭夫モ亦生活ノ途ヲ相失ニ可申奉存候ニ付私共資力ノ有ン限り右塩田修繕費ヲ聚集致候得共其額僅カ拾壹萬圓ニ上ラス候今尚ホ此上拾五萬圓ノ金額無之候テハ製塩ノ業ヲ為スニ足ルヘキ修繕ヲ加ヘ難ク去リ迎此儘巨多ノ産物ヲ出スヘキ塩田ヲ放棄スルハ誠ニ遺憾ニ御坐候間事情御賢察ノ上出格ノ御詮議ヲ以テ官金拾五萬圓無利足十ヶ年賦ニテ御貸與被成下度尤モ願意御聽許被成下候得ハ所有人共各相當ノ抵當ヲ書入レ拝借證差上可申候別表相添此段只管奉懇願候也

備前國児島郡塩田所有人

総代

同郡味野村

明治十七年十一月

野崎武吉郎 ㊤

同

同郡下村

渾大防益三郎 ㊤

同

同郡和田村

義田嘉三郎 ㊤

同

同郡玉村

宮原 豊 ㊤

同

同郡宇野村

青井一松 ㊤

同
同郡田井村
井上哲二 ㊟
同
同郡大崎村
三宅藤四郎 ㊟
同郡 味野村
戸長 内田益吉郎 ㊟
同郡下村戸長代理
用掛 潮上勘三郎 ㊟
同郡日比村外貳ヶ村
戸長 堀尾定吉 ㊟
同郡田井村外二ヶ村
戸長 井上勝太郎 ㊟
同郡大崎村外一ヶ村
戸長 三宅時五郎 ㊟

岡山縣令高崎五六殿御代理
岡山縣少書記官高津暉殿

前書願之趣事實無止相聞候條特別御採用相成度奥書進達致シ候也
明治十七年十一月四日 兒島郡長尾形嚴彦 ㊟

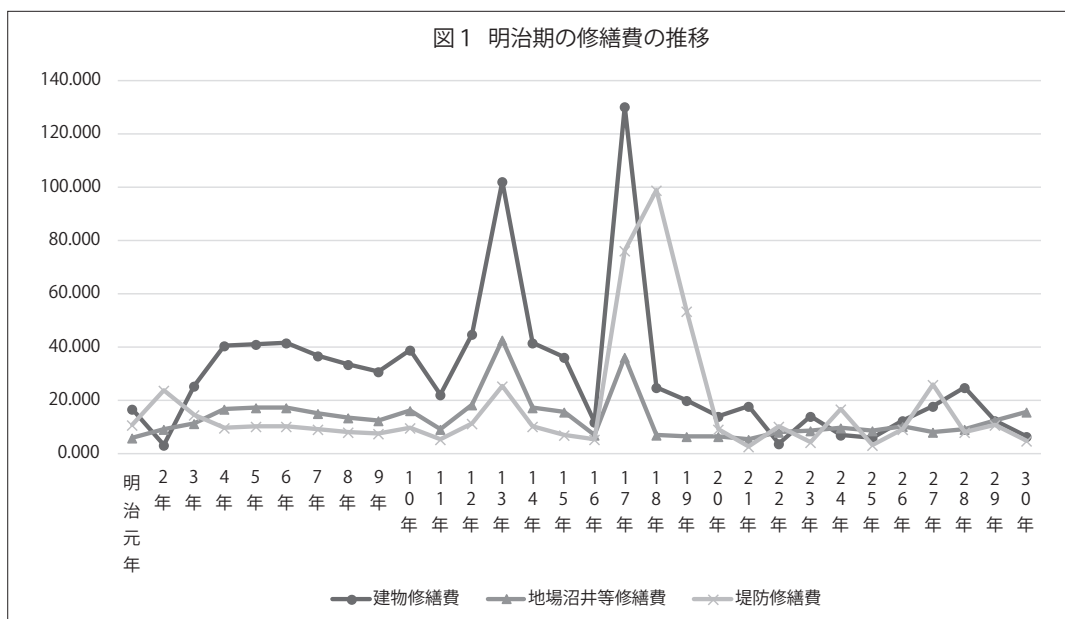
塩業資料室架蔵野崎家文書 リール29 12-2-143(E) 官金拝借願による

この史料によれば、明治17年の災害は「塩田創業以来未曾有の暴災」であり、官金拝借によって賄おうとしたことがうかがえる。また『岡山県郡治誌』下巻によれば死者行方不明者655人、家屋流壊1,227戸、一家全員死亡世帯24戸という被害であり、被害の一番大きかった倉敷市福田には、遭難者を祀る千人塚が建てられた。この水島を中心とする瀬戸内海沿岸の大惨事について『山陽新報』は、「備中浅口郡玉島港以西の模様を記さんに、同郡柏島・黒崎・寄島港の辺は総て西南に海を受くる地なる故、同夜一時頃より暴風大に激し浪高く陸地に荒れ来り、海岸なる家屋及び船舶の破損、塩浜の破堤実に彩しく、一面海となれり、老幼男女は怒濤の来るや、素破一大事と周章狼狽し逃げんとするに其の道無く、死傷する者其の数を知らず（中略）、小田郡笠岡村は其の害を被る尤も甚しく、海岸に添える人家八十余戸尽く破壊し、港中に有る三百余艘及び港外に碇泊する者皆な市中に打ち上げ、市中の高処と雖ども尽く海水に浸され、中の町筋は市中の中央

なれども、坐板より水の高きこと数尺に及べり、人民は家具も何も捨て置て其の身のみ脱れ出て、山上へ我も我もと逃げ登れり」と報じている⁴。

野崎家は塩の生産量調整のための同盟である「十州同盟」に加入していたが⁵、17年10月の十州塩田同業会臨時・通常会では「被害に同情はするものの、現今の塩業者疲弊のなかでは如何ともしがたい。被害浜営業日数を被害軽微な浜の営業日数を振り替えて増やすしかない。その被害の認定には免租の反別年数で判断する。なお輸入防遏のためにも堤防塩田などの営繕は銀行借入金などを利用して自力ではかるべきである」（臨時会）「本年度産塩は暴風雨のために多少産額を減じてはいるが来年度までの食塩需要には余裕がある。このため来年度も6ヶ月営業の原則に変更はない。」（通常会）としている⁶。翌18年9月の通常会では「17年の大被害および本年春からの降雨にもかかわらず塩価下落の趨勢に歯止めがかからない。これは塩の国内在庫が大量であるためだが営業日数を短縮すると塩価格引き上げのためだと誹りを受ける可能性がある。そこで本年も6ヶ月営業とし、伊予には20日、坂出には30日、阿波には3日、芸備には5日の延長を認める。さらに備中については被害が甚大であり今も営繕中なので自由営業とする。」と議決された⁷。

前述の「製塩営業統計表」から明治期の修繕費の変化をグラフ化してみた。そのグラフが次の図1 明治期の修繕費の推移 である。明治17年の特異点からも、塩業経営は自然災害によって大きな被害を受けることが確認できる。



「製塩営業統計表」より筆者作成

当時は減価償却や不時積立金などの設定がないため、野崎家経常収支の中で処理されていた。表2の災害の状況をふまえて、「製塩営業統計表」による損益の推移をみると、明治13年は災害により多大な修繕費がかかっているにもかかわらず、利益がかなり上がっている。逆に明治17

年はかなりの損失がでている。

明治9年には、災害はないものの損失が出ている。これは塩の価格が下落したため、販売量に変化はないが販売高が下落したためであると考えられる。修繕費に関しては塩業経営において決して無視することはできないが、明治9年ではそれ以上に塩相場の推移が塩田経営に多大な影響を与えたことが確認された。この点からも塩販売価格の安定が必要とされていることがわかり、このことが十州同盟への積極的な関与につながったものと考えられる。

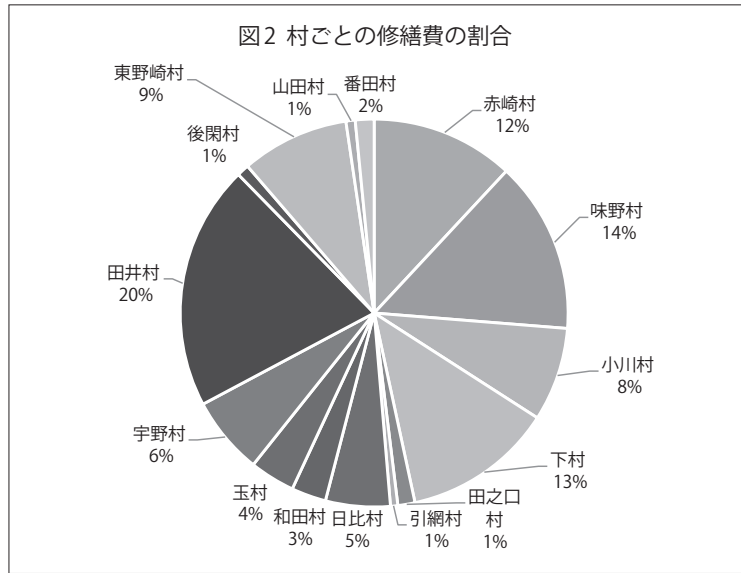
明治13年においても同様に、塩価格の高騰が損益に影響を与えた。このように修繕費は状況によっては必ずしも塩田経営に多大な影響を及ぼさなかったと考えられる。

より詳細な野崎家の状況について『売用日記』を参考にみていきたい。売用日記とは、天保11年(1840)5月から大正9年(1920)7月に至る80年間の野崎本家の公用日記である⁸。本稿では、岡山県立図書館所蔵の谷口澄夫『野崎家文書売用日記 抜粋』のうち、その6及びその7及びその8を利用した⁹。表3は売用日記による対象とする時期の災害の一覧である。

表3によると、対象とする時期(明治元年～30年)の売用日記に現れる災害は全部で9回であり、そのうち火災が4回、地震が2回、暴風雨が2回、不明なものが1回である。このことから塩田経営における災害は火災・地震・暴風雨によるものであることがわかる。そのうち地震に関しては、破損の箇所等の記述が見られないため、直接の被災は無かったであろうことが推定できる。野崎家の塩田経営に関して直接被災があったのは火災と暴風雨であった。そのうち火災が最も多く、火を扱う釜屋ならではの災害であり、これに関しては浜子の注意喚起によりある程度は軽減できよう。それに対して暴風雨は自然災害のため、注意するだけでは防ぐことができない。

自然災害により大きな被害を被ったのが明治17年の暴風雨であった¹⁰。

この際要した児島郡内での修繕費を被害塩田修繕費予算表によってみよう¹¹。以下の記述は同文書によるものである。修繕費は15ヶ村合計で25万6千4百54円29銭3厘に及んだ。野崎(野崎武吉郎)所有の塩田は赤崎村・味野村・小川村・日比村・田井村・東野崎村・山田村にあり、他の塩田は、渾大防(渾大防益三郎)所有のものは下村・田之口村・引網村・番田村にあり、義田(義田嘉三郎)所有の塩田は、日比村・和田村にあり、宮原(宮原豊)所有の塩田は玉村にあり、青井(青井一松)所有の塩田は字野村にあり、井上(井上哲二)所有の塩田は田井村にあった。村ごとの割合を示したものが次の図2である。日比村および田井村は野崎以外に義田・井上の所有もあったが、野崎家の塩田があった村の修繕費は全体の67%に及び、野崎家の負担が決して軽いものではなかったことがうかがえる。



塩業資料室架蔵野崎家文書 リール29 12-2-143(A) 被害塩田修繕費豫算表より筆者作成

表3 売用日記による対象とする時期の災害一覧

年月日	種類	記 述	号数	期 間
明治9年 8月2日	出火	小川4番浜不計も午後10時頃より出火、此元手人谷中小川下村近辺より駈付取戻候得共、風烈數終ニ釜屋塩坪とも焼失大ニ混雜ス。	168	明治9年4月15日～ 明治9年9月14日
明治12年 4月11日	地震	正午12時30分頃忽然トシテ南海ノ鳴ヲ思フ間モ無ク地震アリ、実ニ近年未曾有之地震ト衆人語リアエリ。	174	明治11年11月25日～ 明治12年11月11日
明治15年 12月17日	出火	昨夜9時日比村所有3番浜大坪ヨリ出火シ、則チ大坪・助坪ハ全焼釜屋は半焼セシ台申越アリ。	177	明治15年8月18日～ 明治16年4月30日
明治16年 1月9日	出火	夜前東野崎14番浜ヨリ出火、釜屋坪前後及野島清五郎之本家等都合4棟焼失セリ。	177	明治15年8月18日～ 明治16年4月30日
明治17年 2月11日	出火	又々東野崎出火4棟消失。	178	明治16年5月1日～ 明治17年6月14日
明治17年 8月25日	暴風	午前風少々吹ク、午後5時頃ヨリ吹募リ、12時頃ヨリ風ト共ニ大満汐ニテ、元野崎赤崎并ニ新浜小川浜共大破損、赤崎ハ13番切レ、18番ハ仲背浜子ノ尽力ニテセキ留、15番ハ切レタレトモ少々、小川31番ト25番ニ24番間破レ、29番ニ30番ノ間破ル、当沖ハ24・23・21・11番之4戸堤防破壊、赤崎新浜ハ37番破ル、右浜ニハ浪怒々為メ浜子1人死去セリ。(その他東野崎・田井浜破損・福田新田堤防破損、亀浜破堤ノ報アリ)	179	明治17年6月15日～ 明治18年5月8日
明治19年 9月10日	不明	旧曆210日(諸塩浜の損害多少アリ)。	181	明治18年11月23日～ 明治20年11月30日
明治24年 10月28日	地震	7時頃地震ス、近年ニない大地震也、・・・揺震凡10分間にして随分長かりし。	187	明治24年8月15日～ 明治25年1月19日
明治28年 7月27日	暴風雨	過日(24日夜半ヨリ25日)、暴風雨ト頃日来天候不定ノ為メ塩価稍氣配宜シ、然レトモ当浜ノ如キハ最早居焚塩ノ如キ売却致居ルニ付持合ナシ、尤モ亀浜ノ如キハ未タ貯蔵アレトモ、未タ価格ノ昇騰ヲ見ザレハ売却ノ機ニテナシ。	191	明治28年7月11日～ 明治29年5月23日

谷口澄夫『野崎家文書売用日記 抜粹』のうち、その6及びその7及びその8より筆者作成

4. 野崎家および児島郡の塩業者の対策

野崎家および児島郡の塩業者たちは暴風による施設の破壊に対して、官金を借り入れることによって対応しようとした。前述の史料1は県令の高崎五六の代理である高津暉に差し出された官金拝借願である。この史料によれば、塩田の堤防は決壊し、建物や器械は転倒し壊れ、石炭や既に製造された塩もだめになってしまったことがわかる。塩田自体も台風の影響を受け、従来の形を残さないほど荒れ果ててしまった。その修繕費は25万6千円余りにのぼったが、修繕費を収集したところ11万円に上らない額しか集まらなかった。そのため、官金15万円を無利息で10ヶ年返済で貸与してもらおうよう、岡山県に懇願したのである。

このほかに修繕費が収益の変動にかかわらないための方策としては、修繕費を単年度で処理せず、不時積立金等の勘定を採用することによる平準化も可能である。

修繕費の30年間の平均は約60円である。仮にこれを毎年積み立てていった場合、筆者が損益の推定表を作成したのが表4 60円を予め積み立てた場合の損益の推移である。

表4 60円を予め積み立てた場合の損益の推移

年度	損益の推移 (円)	年度	損益の推移 (円)	年度	損益の推移 (円)
元年	-8.751	11年	460.12	21年	102.322
2年	409.519	12年	743.74	22年	31.288
3年	320.441	13年	910.89	23年	306.019
4年	404.69	14年	396.92	24年	238.568
5年	63.53	15年	254.72	25年	143.489
6年	161.29	16年	212.007	26年	254.529
7年	84.79	17年	74.082	27年	85.442
8年	4.12	18年	251.239	28年	211.77
9年	-114.06	19年	210.551	29年	589.181
10年	-61.91	20年	164.826	30年	1,440.41

「製塩営業統計表」より筆者作成

このような計算では、損失が発生するのは明治元年、9年、10年の3ヶ年である。「製塩営業統計表」では損失が計上されるのは明治元年、明治9年、10年、17年である。明治元年から60円積み立てた場合には、明治元年、9年、10年には赤字が出ているが、17年には利益が発生する。それではなぜこのような積立金勘定が採用されなかったのであろうか。

当時野崎家は「当作歩方制」と呼ばれる独自のシステムを採用しており、利益と損失を元方である野崎家と小作人とで単年度で分け合うものであった。積立金勘定を設定すると、小作人は毎年度積立金相当額の損益を分担しなければならない。小作人が長期間にわたって変化しない場合にはこのような制度の導入が容易であろうが、変化する場合には小作人所得の減少につながりかねない。このため、不時支出積立金の設定がなされなかったのであろう。この点をも含めて、当作歩方制の性格の検討を今後進めていきたい。

5. おわりに

明治時代の災害を概観すると特に大きなものばかり目につくが、野崎家側の史料をみると出火・地震・暴風雨などが度々発生しており、どれもが設備に対して大きなダメージを与えていた。特に明治17年の災害は最も甚大な影響があった。塩田作業にとって自然災害は避けて通れない。それに官金拝借で対応しようとしたが、その後の経緯に関しては現時点では史料が見つかっておらず、明らかではない。

本稿では積立金勘定を設定して考えてみたが、やはり「当作歩方制」と呼ばれる野崎家特有の制度を明らかにする必要があることがわかった。

野崎家は明治25年には測候所を設置し、明治27年には東野崎観測所を設置している。筆者はこれは災害に備えるということを重視した結果ではないかと考える。

本稿作成にあたって明治17年の災害について記載のある岡山県立記録資料館「明治十七年海嘯関係書類」および玉野市教育委員会所蔵「旧市街役場文書」の文書を入手したが、本稿には取り入れなかった。今後の課題として、「明治十七年海嘯関係書類」で更なる全体像を明らかにし、「旧市街役場文書」で近隣地域である玉野周辺の他の塩業者の対策を明らかにする予定である。

付記

本稿は小柳智裕「明治期岡山県塩業経営史—野崎家歳出入計算書の分析— Business history of an Okayama Salt Manufacturer in Meiji Era -On the analysis of the Nozaki's annual reports "Saishutsunyu Keisansho" 1977-1894-」（甲南大学平成20年度博士論文）の一部に加筆修正したものである。なお、作成に当たっては甲南大学廣山謙介教授および山陽学園大学名誉教授故太田健一氏のご指導を賜った。また、史料の閲覧を許可された財団法人竜王会館および財団法人塩事業センター塩業資料室にこの場を借りて深甚な謝意を表明する。

¹ 塩業資料室架蔵野崎家文書 リール29 12-2-143 「明治十七年暴風の塩田災害修繕費官金拝借書類入」

² 塩業資料室架蔵野崎家文書 リール32 12-2-185 「自明治元年 至明治三十一年 製鹽營業統計表 野崎浜店」、なおこの統計表は塩田1戸前平均のものである。以下、同史料は「製鹽營業統計表」と略記する。

³ 塩業資料室架蔵の野崎家文書に関しては番号が付されており、同室架蔵文書は以下番号を付記することとする。

⁴ 岡山県史編纂委員会編『岡山県史 第10巻 近代I』743～744頁、岡山県、1985年

⁵ 瀬戸内10ヶ国（阿波・讃岐・伊予・長門・周防・安芸・備後・備中・備前・播磨）が結束した同盟。

18世紀の中頃から、塩田の濫造等によって塩は生産過剰となり、塩価が暴落し、在庫が急増した。その打開策として、塩業者たちは盟約を結び、休浜法を実施した。明和期（1764～72）

には安芸、備後、伊予、周防、長門の5ヶ国協定が成立し、その後、幕末頃までに播州、阿波、備前、讃岐の諸国もこれに参加した。これが十州同盟の始まりである。

同盟に参加した諸浜は、毎年、安芸の厳島のちには野崎浜のあった備前の瑜伽山と交替で集会をもち、毎年の休浜期間等を決めた。この盟約は明治維新による塩業の混乱期にも中断することなく引き継がれて、明治8年(1875)7月の丸亀集会で再編され強化された。同年10月の尾道集会から従来の諸国塩浜集会の名称を十州塩浜会議と改称、明治10年(1877)は十州同盟塩戸会議、明治17年(1884)には農商務省の特許を得た十州塩田同業会となる。

- ⁶ 日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系史料編 近・現代(一)』192~194頁、日本専売公社、1975年
- ⁷ 同上書200~206頁
- ⁸ ナイカイ塩業株式会社社史編集委員会編『備前児島野崎家の研究—ナイカイ塩業株式会社成立史—』640頁、財団法人竜王会館・ナイカイ塩業株式会社発行、1981年
- ⁹ 以降『売用日記』を史料として用いる場合には本史料によるものとする。また、野崎家文書『売用日記』原本については2015年度に閲覧を許され、野崎家旧宅・野崎家塩業歴史館事務長、辻則之氏よりコピーの提供を受けた。
- ¹⁰ 『売用日記』明治17年8月27日の記事には「岡山西穀一(元岡山県参事、閑谷学校の再興に尽力、明治17年校長に。)・中川横太郎(閑谷学校の再興に尽力)・上道郡原村戸川精三郎(明治12年に初めて県会議員に選ばれる(『山陽新聞85年史』「本紙の記事面から見た—岡山県85年史」256頁~257頁))之三氏災害為見舞来車」とある(括弧内は筆者注)
- ¹¹ 塩業資料室架蔵野崎家文書 リール29 12-2-143(A) 被害塩田修繕費豫算表